

# 使用済小型電子機器等のリサイクル制度の構築

## — 小型家電リサイクル法の成立 —

環境委員会調査室 あまいけ きょうこ  
天 池 恭 子

### 1. はじめに

第 180 回国会において、平成 24 年 8 月、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案が可決、成立した。本法律案は、使用済小型電子機器等に利用されている金属等の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、再資源化を促進する措置を講ずるために提出されたものであり、その概要は以下のとおりである。

使用済小型電子機器等の再資源化のための事業を行おうとする者は、収集区域や再資源化事業の内容等を記載した再資源化事業計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができる。認定事業者等は、廃棄物処理法に基づく収集運搬業や処分業の許可が不要になる特例を受けることができるが、処理基準等の規制は適用される。市町村は、使用済小型電子機器等を分別して収集し、認定事業者等に引き渡すよう努めなければならないとされているものの、本制度への参加が義務付けられているわけではない。国は、認定事業者等に対する、指導・助言、報告徴収、立入検査を行うことができ、認定を取り消すこともできる。対象品目は、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令で指定する。また、環境大臣及び経済産業大臣は、再資源化の促進の基本的方向、再資源化を実施すべき量に関する目標や個人情報保護その他配慮すべき事項等を内容とする基本方針を策定することとされている。このほか、小売業者には、消費者による適正な排出の確保への協力について、製造業者には、設計等の工夫による再資源化費用の低減や再資源化により得られた物の利用について、それぞれ努力義務が課されている。

本法律案の提出の経緯等については、既に本誌で触れているので<sup>1</sup>、本稿では、衆参両院の環境委員会における主な論議を中心に述べることにし、あわせて、日本共産党提出の修正案や附帯決議の概要についても紹介することとしたい。なお、発言者の肩書は、いずれも当時のものである。

### 2. 主な論議

#### (1) 市町村への支援

本制度の実効性を確保するためには、多くの市町村の参加が不可欠であり、住民への普及啓発や分別収集に伴う市町村の費用負担を軽減し、参加のインセンティブを与えるため、財政的支援を行う必要性が指摘されている。この点について、細野環境大臣、横光環境副大臣、高山環境大臣政務官及び環境省から、「住民への普及啓発や回収ボックスの購入等の初期費用の支援を行うとともに、効率的な回収方法等の技術的な情報をガイドラインと

して示したい。また、経常的に発生する費用についても支援を行えるよう関係機関と調整していきたい」旨の答弁があった<sup>2</sup>。

## (2) 回収率の目標

使用済小型電子機器等の回収率の目標について、細野環境大臣及び環境省は、「モデル事業における回収率（最高 17.9%）<sup>3</sup>や中央環境審議会の答申で採算性確保のために必要としている目標率（20～30%以上）を参考に設定していきたい」旨答弁した<sup>4</sup>。

製品の種類ごとに目標を掲げることにについて、環境省は、「全ての製品については難しいが、特に資源価値の高いものについてどうするのかについては、どういった目標設定が可能か、どういう分類でやればいいのかも含めて、今後検討していきたい」旨答弁した<sup>5</sup>。

## (3) 再資源化すべき資源とその再資源化率の目標

再資源化すべき資源について、細野環境大臣及び環境省は、「鉄やアルミのほか、金や銀等の貴金属、銅、鉛、亜鉛等のベースメタル、コバルト、アンチモン、パラジウム等のレアメタル、プラスチックやガラス等が考えられる」旨答弁した<sup>6</sup>。なお、既存の分離回収技術では回収が困難なレアメタルについて、技術開発の必要性が指摘されており、環境省及び経済産業省は、「経済産業省では、平成 23 年度補正予算及び平成 24 年度通常予算において、タンタルやコバルトを効率的に回収する技術開発を始め、レアメタルのリサイクル実現に向けた技術開発に積極的に取り組んでいる」旨答弁した<sup>7</sup>。

個々の金属等の再資源化率の目標について、環境省は、「金属等の再資源化についての目標や評価についての基本的な考え方については、基本方針に定めることを是非検討したい。そして、再資源化事業計画を認定する際の基準の中で具体的なリサイクル率等の基準が定められないか検討していきたい」旨答弁した<sup>8</sup>。

## (4) 対象品目の在り方

### ア 制度の対象品目

制度の対象品目の候補として中央環境審議会が示した 96 品目の選定基準について、環境省は、「家電リサイクル法<sup>9</sup>の対象品目を除き、基盤等有用金属を高濃度で含む部品を有していること、比較的小型で他品目と同時に一括で回収が可能なことといったことを要件としてリスト化したものである」旨答弁した<sup>10</sup>。なお、製品区分が曖昧なタブレット型情報端末については、環境省から、「今後対象に入れていくかどうかをきちんと機動的に検討して、制度が開始する際には決めていきたい」旨の答弁があった<sup>11</sup>。

また、主要な家電製品で家電リサイクル法の対象にも本法律案の対象にもならないものについて、環境省は、「この法律の趣旨に当てはまる製品をできるだけ対象としていきたいが、太陽光発電システム等の効率的な収集運搬が困難なものについてはこの制度の対象とするかどうか、十分な検討が必要ではないか」との旨答弁した<sup>12</sup>。

### イ 携帯電話の扱いと個人情報保護対策

モバイル・リサイクル・ネットワーク<sup>13</sup>において自主的回収が既に進められている携帯電話の扱いについては、細野環境大臣及び高山環境大臣政務官から、「モバイル・リサイクル・ネットワークの取組は尊重しつつも、排出者の利便性も考えて、個人情報保護に万全を期すということをやりながら、是非対象品目として政令指定していきたい」

旨の答弁があった<sup>14</sup>。

携帯電話等の個人情報の保護への配慮について、細野環境大臣、高山環境大臣政務官及び環境省は、「自治体や小売店による回収の際の盗難対策、認定事業者による保管時の盗難対策やこれを処理していく際の個人情報の適切な消去の義務付けを中心に検討を進めてきている。認定事業者が適切に個人情報保護対策を講じなかった場合には、認定の取消しも行うなど厳しい姿勢で臨んでいきたい」旨答弁した<sup>15</sup>。

#### (5) 使用済小型電子機器等の回収・引渡し

##### ア 使用済小型電子機器等の回収主体

回収主体について、高山環境大臣政務官及び環境省は、「市町村は一般廃棄物の処理責任を有しており、使用済小型電子機器等が一般廃棄物として収集、処理されていることから、まずは、市町村が分別収集に積極的に取り組んでもらうことが重要だ。一方、消費者の利便性の観点からは、多様な収集ルートを確認することが望ましいことから、小売店にも積極的に回収に協力してもらいたい」旨答弁した<sup>16</sup>。

##### イ 市町村の回収品目

市町村が回収する品目については、「政令で指定した品目の中から地域の実情を踏まえて選択してもらおう」旨、認定事業者への引渡しについては、「市町村と認定事業者の契約に基づいて行われ、その条件は自由に定めることができるが、契約の仕方等について、ガイドラインを示すなど様々な工夫を行っていききたい」旨、環境省は答弁した<sup>17</sup>。

市町村ごとに回収品目が異なると区域をまたがるごみの移動につながるのではないかと懸念に対し、環境省は、「本制度が開始されて、制度に参加する市町村、参加しても対象品目が余り多くない市町村、いろいろ出てくるだろうが、そういった段階で市町村とも協力して、混乱が起きないように普及啓発に努めていきたい」旨答弁した<sup>18</sup>。

##### ウ 使用済小型電子機器等の引渡先

引渡先を認定事業者に限定していない理由については、環境省が、「地域によっては、その地域を対象とする認定事業者がないことも法的には想定されるので、認定事業者だけに限っていない。そういう場合においても、きちんとリサイクルや処分ができる業者に引き渡してもらうことは全体のリサイクルのために有効である」旨答弁した<sup>19</sup>。

#### (6) 費用負担の在り方

各段階で発生する費用については、中間処理業者が認定事業者になった場合を念頭に、環境省から、「集積所に集める費用は自治体に負担してもらおう。認定事業者に引き渡された後、中間処理施設に運搬し、破砕し、選別する場合には、その輸送費用や中間処理費用については認定事業者が負担する。また、認定事業者は、中間処理されたものを製錬業者又は製造業者等に売却することで、中間処理に要した費用を賄う」旨の答弁があった<sup>20</sup>。

また、認定事業者が得た利益の中から市町村に補填する仕組みを設けるべきであるとの指摘に対し、環境省は、「市町村の分別回収の費用が掛かって認定事業者との契約で補填できない部分が出てこざるを得ないのは、制度の当初段階ではやむを得ないが、中央環境審議会の指摘もあるので、どう還元していくのか十分検討していきたい」旨答弁した<sup>21</sup>。

なお、市町村から認定事業者への引渡形態としては、売却、処理費用支払、無料の3通

りがあるが、細野環境大臣及び環境省からは、「市町村が資金を得るような取組のためのバックアップをしていきたい」旨の答弁があった<sup>22</sup>。

## (7) 認定事業者の在り方

### ア 認定事業者として想定される主体

本法律案では、認定基準を満たせば誰でも認定事業者になることが可能であり、具体的にどのような事業者の参画が想定されるのかについて、細野環境大臣は、「中間処理業者、非鉄製錬事業者、商社、メーカー、家電量販店等、使用済小型電子機器等のリサイクルに関わる事業者が想定されるのではないかと」旨の答弁した<sup>23</sup>。

### イ 認定事業者の収集区域

認定事業者が収集を行う区域について、環境省は、「広域的かつ効率的に回収することで、採算性を確保しつつ再資源化を行うことを目指しており、収集区域はある程度広域でなければならない。原則として複数都道府県にまたがる必要はあるのではないかと。都道府県の一部地域に限って収集区域とすることについては、国全体のリサイクル推進の阻害という問題もあるし、広域的かつ効率的に回収するという観点からは好ましいものとは考えていないが、関係者の意見を聞きながら決めていきたい」旨の答弁した<sup>24</sup>。

### ウ 認定事業者に対する指導監督

認定事業者による不適正な処理を防止するための指導監督について、細野環境大臣及び環境省は、「収集運搬や処分に当たって違法、脱法行為が行われることがないよう、市町村、都道府県、国が連携を密にして、協力して認定事業者等の指導監督を行っていききたい。認定事業者等が廃棄物処理法の処理基準に違反した場合には、市町村長又は都道府県知事による改善命令や措置命令の対象となり、これに違反した場合には罰則が掛けられるし、主務大臣による認定の取消しの対象となる」旨の答弁した<sup>25</sup>。

認定事業者とその委託を受けた者の責任関係については、細野環境大臣及び環境省から、「廃棄物処理法上、委託を受けた者にも、委託した認定事業者にも責任があるほか、本法律案に基づいて、認定取消しの対象にもなり得る」旨の答弁があった<sup>26</sup>。

### エ 認定事業者の透明性確保

環境に配慮したリサイクルが行われるためにも、地域住民の協力を得るためにも、認定事業者の透明性確保が重要になるが、細野環境大臣及び環境省は、「情報公開は極めて重要であり、国は、認定事業者等に年間の処理実績等の報告を求め、その結果を公表することを予定している。市町村についても、認定事業者との契約において、処理実績の報告を求め、再資源化処理の状況を確認できることなどを盛り込むことにより、リサイクルの状況を把握し、住民に公開していくことも可能ではないかと」旨の答弁した<sup>27</sup>。

## (8) 製造業者等の責任

### ア 製造業者等による回収・再資源化の仕組みづくり

製造業者や小売業者が連携して回収・再資源化を実施する仕組みが必要であるとの指摘に対し、細野環境大臣及び環境省は、「使用済小型電子機器等のリサイクルについては、資源性が高く、採算性を確保できる見込みがあることから、製造業者に一定の引取義務を課してそれを守らなければ勧告をすといったスキームではなく、廃棄物処理法

上の特例措置を講ずることによって社会全体がリサイクルを促進するという制度の仕組みとした。製造業者には、設計や部品又は原材料の種類を工夫して再資源化の費用を低減し、実際の利用に資するような形にしてもらう努力が必要である。小売業者には、回収に協力してもらうことが一番実効性のあるものになるであろう」との旨答弁しつつ<sup>28</sup>、拡大生産者責任<sup>29</sup>の考え方を導入する必要性について、細野環境大臣は、「本制度への協力について製造業者にかなり強い要請はしていきたいが、どうしてもうまくいかないということになれば、次の段階としてはいろいろなことを考えていかなければならない」旨答弁した<sup>30</sup>。

#### イ 有用金属の含有量や含有部位の表示義務付け

再資源化に要する費用を低減する観点から、リサイクルすべき金属の含有情報の表示を製造業者に義務付けてはどうかとの問いに対しては、細野環境大臣は、「製品の含有情報の共有は、今後、リサイクルの効率性を向上させる上で一つの大きな課題だと認識しているが、それ自体が企業秘密に当たるような場合に、国際的な競争力や市況の動向等にも影響を及ぼしかねないのではないかという懸念も一部にある。今後、企業秘密に配慮しながら製品情報は共有していくという取組を進めていきたい」旨答弁した<sup>31</sup>。

#### ウ リサイクル材の購入義務付け

金属の価格は乱高下する場合もあり、輸入価格がリサイクル金属の価格よりも安い場合、リサイクル金属の購入が進まないことが懸念されることから、製造業者にリサイクル材の購入を義務付けるシステムを構築してはどうかとの意見に対しては、細野環境大臣は、「努力義務にはなっているが、義務とはなっていないのは、自主性のある程度重んじながら確実にリサイクルができる仕組みを目指したことによるもので、金属類の値段が上がっているので、しっかりと量を集めてリサイクルできれば、多くのものが十分な市場価格を持って回っていく仕組みをつくれるのではないか」との旨答弁した<sup>32</sup>。

#### エ 製品アセスメント

環境配慮設計の確認・評価ツールである製品アセスメントについては、比較できることが望ましいとの見解に対して、細野環境大臣は、「比較できるような情報公開も大変重要であり、環境省としては、環境報告ガイドラインの普及促進を図っていきたい。製品の環境アセスメントに関わるデータについては、企業の競争上の地位にも影響を及ぼす面があり、公開の在り方が問題としてあるが、製品アセスメントをしっかりとってもらって、それによってリサイクルを進めるということは極めて重要である」旨答弁した<sup>33</sup>。

#### (9) 既存のリサイクル業者等の位置付け

既存のリサイクル業者への影響について、細野環境大臣及び環境省は、「本制度は、既存のリサイクルルートを阻害するような制度ではなく、地域に根付いた業者が積極的に参加することで効率的なリサイクルの実施が可能になる面も大いにある。こうした点について関係者に情報を十分提供して、地元業者の活用を図っていきたい」旨答弁した<sup>34</sup>。

家電量販店やリユースショップの位置付けについて、環境省は、「下取り品の廃棄等、事業活動に伴う排出については、認定事業者等の再資源化を適正に実施できる者に引き渡すよう努めなければならないとされており、本制度の下で積極的な役割を果たしてもらう

ことを期待して、今後の政省令の制定等の段階で十分配慮していきたい」旨答弁した<sup>35</sup>。

#### (10) 不用品回収業者対策・海外流出防止対策

違法な不用品回収業者を介する海外輸出が海外における環境汚染や国内におけるリサイクルシステム発展の阻害につながる懸念について、細野環境大臣及び高山環境大臣政務官は、「3月19日に自治体向けに通知を発出し、使用済家電製品の廃棄物該当性の判断基準を示したことを受け、自治体での取締強化が進みつつあり、環境省としても、違法な不用品回収業者対策を強化し、本制度を実効性のあるものにしていきたい」旨答弁した<sup>36</sup>。同通知は、家電リサイクル法対象品目の廃棄物該当性について判断基準を示したものであるが、使用済小型電子機器等についても具体的基準を示すべきであるとの指摘に対しては、環境省から、「通知を発出していくことについて検討していきたい」旨の答弁があった<sup>37</sup>。

海外流出防止のための対応として、細野環境大臣は、「廃棄物処理法やバーゼル法<sup>38</sup>の適正な履行のための運用の強化にしっかりと取り組む必要がある。税関や警察の関連部署とも連携しながら違法な海外輸出防止のための取組を強化していきたい」旨答弁した<sup>39</sup>。

#### (11) 全般的リサイクルの推進

家電リサイクル法、自動車リサイクル法<sup>40</sup>、本法律案と法律ごとに分けるのではなく、リサイクル全般を考えた方が量的な確保も十分に進むのではないかとの意見に対しては、環境省から、「使用済小型電子機器等は、資源性が高いことなどから、消費者からの費用負担を前提とせず採算性を確保できる見込みがあり、また小売業者が下取りすることは少ない。そこで、家電リサイクル法とは別の仕組みとして、経済原則に基づくリサイクルができると考えられる促進型の制度として本法律案を提出した」旨の答弁があった<sup>41</sup>。

また、不燃ごみや粗大ごみ全体を対象とした方が、効率的な社会システムになるのではないかとの問いに対しては、細野環境大臣は、「不燃ごみや粗大ごみは、使用済小型電子機器等に比べると有用金属の含有率は比較的低くなっており、本法律案の対象に加えるのは困難だが、いろいろな取組を進めていかなければならない」旨答弁した<sup>42</sup>。

#### (12) 国際的な資源循環

本法律案が国内の資源循環に限定している理由について、環境省は、「まずは国内において適切にリサイクルできる体制を整えることが大切だ。今後、海外で発生した使用済電子機器の電子基板等を我が国の対応能力の範囲内で輸入してリサイクルを行うことなど、海外も視野に入れた取組を是非検討し実施していきたい」旨答弁した<sup>43</sup>。

アジア全体でのリサイクルについては、高山環境大臣政務官から、「環境省では平成23年度から日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業を実施しており、アジア各国で地域と連携したリサイクル事業や、海外で発生した使用済電子機器の基盤等を我が国に輸入してリサイクルする事業の実現可能性調査に対する支援を行っている。我が国の技術がアジア全体に広まるよう、海外に対して技術を売っていくということも努めていきたい」旨の答弁があった<sup>44</sup>。

### 3. 修正案の概要

参議院環境委員会においては、日本共産党から修正案が提出された。その趣旨は、国から地方自治体への支援、製造業者等の拡大生産者責任の原則の明確化を図るものであり、その概要は次のとおりである。①国は、地方自治体の負担する分別収集その他必要な措置への財政上の措置等を講ずるよう努めなければならない。②製造業者及び小売業者は、連携して回収及び再資源化を実施するための仕組みを整備し、回収及び再資源化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。③主務大臣は、製造業者等に対し、回収及び再資源化について必要な指導及び助言をすることができるほか、特に再資源化が必要な特定使用済小型電子機器等の製造業者等に対しては、必要な措置を勧告し、これに従わなかったときはその旨を公表することができる。

平成24年8月2日、参議院環境委員会において、本修正案は賛成少数により否決され、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

### 4. 附帯決議の概要

本法律案には、衆参両院の環境委員会において、それぞれ附帯決議が付されている。

参議院環境委員会の附帯決議では、本法律の施行に当たり、11項目の事項について、政府に適切な措置を講ずることを求めている。その主な内容は、①市町村が主体となった回収体制構築のための支援の実施、②制度全体の透明性の確保と認定事業者等への適切な指導監督、③地域に根付いた回収業者の有効活用等による安定的・効率的リサイクルシステムの構築、④制度の趣旨等の周知による地域的偏りのない市町村の参加、⑤金属市況の影響等により中断することがない採算性も考慮した再資源化事業計画の認定、⑥適正な排出確保のための国民の普及啓発と処理状況等の見える化や個人情報保護対策、⑦認定事業者による適切な環境対策、⑧環境配慮設計等の製造業者の取組促進と含有鉱種情報の共有化、⑨携帯電話等の既存のリサイクルの取組との連携と技術開発の促進・普及、⑩金融支援も含めた静脈産業育成施策の推進、⑪海外流出防止・不用品回収業者対策と国際的な資源循環確保等である。

### 5. おわりに

本制度は、家電リサイクル法等のような義務型の制度ではなく促進型の制度であり、実効性が伴うかどうかは、市町村や認定事業者等の取組次第であり、具体的なことは、再資源化を行おうとする者が作成して認定を受ける再資源化事業計画や市町村と認定事業者との間で締結される契約において決められることになっている。したがって、今後策定される再資源化事業計画の認定基準は、認定事業者の確保や取組に直結し、本制度の成果を大きく左右するほか、契約の雛形等が示されるガイドラインの内容も重要になってくる。

平成24年10月9日、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会」及び産業構造審議

会環境部会「廃棄物・リサイクル小委員会」の合同会合において、本制度の対象品目や認定基準等の案が示された。対象品目の案は、「携帯電話及びパソコン」や「カメラ」等 21 分野に分類され、100 品目以上が例として挙げられており、タブレット型パソコンやスマートフォンも対象に含まれている。また、認定基準の案では、収集区域は、隣接 3 都道府県以上で人口密度 1,000 人/㎢以下としたほか、非鉄の回収については、銅や鉛、パラジウム、アンチモン、セレン等 13 種類が回収・適正処理されることとしている<sup>45</sup>。今後は、パブリックコメント等を経て、12 月には対象品目を定める政令が公布され、平成 25 年 1 月には、認定基準を定める省令が公布されるとともに、基本方針やガイドラインも示される予定である。

市町村が制度に参加し、使用済小型電子機器等の分別収集を開始するためには、相当な準備期間が必要であり、早急に対象品目の確定や特定対象品目<sup>46</sup>の提示が行われることが望まれる。さらに、より多くの市町村の参加を得るよう市町村に対する支援の充実に努めるとともに、国民による適正な排出を促すための普及啓発等も必要である。

本制度の実効性確保のためには、環境省を始めとする各主体の様々な努力が必要であり、今後の推移が注目されるが、こうした努力が行われても本制度が十分に機能しない場合には、義務型の制度として、拡大生産者責任の考え方を取り入れていくことも検討されるべきであろう。

---

1 詳細については、拙稿「小型家電のリサイクル促進に向けて」『立法と調査』327 号（2012.4）58～67 頁を参照のこと。

2 第 180 回国会参議院環境委員会会議録第 11 号 2 頁、4～5 頁、11 頁、13～14 頁（平 24.8.2）、第 180 回国会衆議院環境委員会会議録第 8 号 2 頁、17 頁、18 頁、20 頁、23 頁（平 24.7.27）

3 使用済小型家電の回収モデル事業における回収率は、秋田県 3.8%、茨城県 6.2%、福岡県 17.9%、東京都（江東区・八王子市）3.2%、名古屋市・津島市 6.3%、京都市 0.5%、水俣市 9.7%となっている。

4 第 180 回国会参議院環境委員会会議録第 11 号 6 頁（平 24.8.2）、第 180 回国会衆議院環境委員会会議録第 8 号 8～9 頁、15 頁、21 頁（平 24.7.27）

5 第 180 回国会衆議院環境委員会会議録第 8 号 9 頁（平 24.7.27）

6 第 180 回国会衆議院環境委員会会議録第 8 号 2 頁、3 頁、14 頁、19 頁（平 24.7.27）

7 第 180 回国会参議院環境委員会会議録第 11 号 10～11 頁（平 24.8.2）、第 180 回国会衆議院環境委員会会議録第 8 号 11～12 頁（平 24.7.27）

8 第 180 回国会衆議院環境委員会会議録第 8 号 9 頁（平 24.7.27）

9 家電製品の排出量が比較的多いこと、有用な資源を含むこと、自治体における処理が困難であること、最終処分場が逼迫していることなどを背景として制定された。対象は、家庭用エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機であり、家電 4 品目と呼ばれる。排出者は、廃家電を小売業者に引き渡し、収集・運搬費用とリサイクル費用を支払う。小売業者はこれを製造業者等に引き渡し、製造業者等はリサイクルを実施しなければならない。

10 第 180 回国会衆議院環境委員会会議録第 8 号 15 頁（平 24.7.27）

11 第 180 回国会衆議院環境委員会会議録第 8 号 7 頁（平 24.7.27）

12 第 180 回国会参議院環境委員会会議録第 11 号 11 頁（平 24.8.2）

13 使用済携帯電話・PHS の本体・充電器・電池をメーカー等にかかわらず無償で回収する仕組みであり、

- 通信事業者、販売会社、製造メーカーで構成され、全国1万店舗の専売店を中心に回収が行われている。
- 14 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号9～10頁、21頁（平24.7.27）
  - 15 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号7頁、10頁、15頁、21頁（平24.7.27）
  - 16 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号17頁、19頁、20～21頁（平24.7.27）
  - 17 第180回国会参議院環境委員会議録第11号2～3頁、15～16頁（平24.8.2）
  - 18 第180回国会参議院環境委員会議録第11号17頁（平24.8.2）
  - 19 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号15～16頁（平24.7.27）
  - 20 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号11頁（平24.7.27）
  - 21 第180回国会参議院環境委員会議録第11号11頁（平24.8.2）
  - 22 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号7～8頁、17～18頁（平24.7.27）
  - 23 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号22頁（平24.7.27）
  - 24 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号11頁、16頁（平24.7.27）
  - 25 第180回国会参議院環境委員会議録第11号3頁、4頁（平24.8.2）
  - 26 第180回国会参議院環境委員会議録第11号5～6頁（平24.8.2）
  - 27 第180回国会参議院環境委員会議録第11号9頁（平24.8.2）、第180回国会衆議院環境委員会議録第8号19～20頁（平24.7.27）
  - 28 第180回国会参議院環境委員会議録第11号6頁、14頁（平24.8.2）
  - 29 生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方で、具体的には、生産者が使用済製品を回収、リサイクル又は廃棄し、その費用も負担することである。経済協力開発機構（OECD）が提唱した考え方で、循環型社会形成推進基本法にも取り入れられている。
  - 30 第180回国会参議院環境委員会議録第11号14～15頁（平24.8.2）
  - 31 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号10頁（平24.7.27）
  - 32 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号12頁（平24.7.27）
  - 33 第180回国会参議院環境委員会議録第11号8～9頁（平24.8.2）
  - 34 第180回国会参議院環境委員会議録第11号2～3頁、4頁、16～17頁（平24.8.2）、第180回国会衆議院環境委員会議録第8号18頁、22～23頁（平24.7.27）
  - 35 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号3頁（平24.7.27）
  - 36 第180回国会参議院環境委員会議録第11号3頁（平24.8.2）、第180回国会衆議院環境委員会議録第8号22頁（平24.7.27）
  - 37 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号22頁（平24.7.27）
  - 38 バーゼル条約の国内法であり、外国為替及び外国貿易法による特定有害廃棄物の輸出入承認、条約に基づく移動書類の携帯、環境大臣及び経済産業大臣による回収・処分等の措置命令等を規定している。
  - 39 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号21～22頁（平24.7.27）
  - 40 シュレッダーダスト（自動車の破碎くず）の処分費用高騰等により不法投棄の懸念が高まったこと、フロン類・エアバッグ類の不適正処理による環境負荷を防止する必要があることを背景として制定された。製造業者等にシュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の引取り、リサイクル等を義務付け、その費用負担を自動車の所有者に義務付けている。
  - 41 第180回国会参議院環境委員会議録第11号2頁（平24.8.2）
  - 42 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号3～4頁（平24.7.27）
  - 43 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号18～19頁（平24.7.27）
  - 44 第180回国会衆議院環境委員会議録第8号19頁、24頁（平24.7.27）
  - 45 このほか、回収・適正処理されるべき非鉄として挙げられているのは、金、銀、プラチナ、亜鉛、ビスマス、カドミウム、水銀、テルルである。
  - 46 中央環境審議会の答申では、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルすべき高品位のものとして、携帯電話、デジタルカメラ等16品目が特定対象品目推奨リスト案として示されている。